

2019年度文化資源活用事業費補助金
日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業

文化資源活用推進事業

募 集 案 内



応募書類の提出期間

平成31年3月1日（金）～平成31年3月11日（月）（18時必着）

文化庁地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

目 次

I. 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 補助金交付の対象となる事業期間	1
3. 補助事業者	1
4. 補助対象事業	1
5. 「文化資源活用推進事業 実施計画」の策定	2
6. 補助金の額	3
II. 応募概要	6
1. 応募書類の提出期間	6
2. 提出書類等	6
3. 実施計画書の作成等に関する留意点	7
4. 事業に関する問合せ及び相談先	7
5. 文化プログラムへの参画について	8
III. 審査及び審査後の手続について	11
1. 審査について	11
2. 審査委員の遵守事項	11
3. 審査後の手続について	12
IV. その他の留意事項等	12
1. 事業実施に当たっての留意点	12
2. 文化資源活用推進事業の名称の明記	13
3. 文化庁からの補助金の適正な使用について	13
V. 補助金交付までの流れ	14
VI. 各種様式	16
VII. 記載例	25
VIII. Q & A	32

本事業は、2019年度予算案の内容に基づき募集を行うものです。国会での予算審議の状況等によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので、御了承願います。

I. 事業概要

1. 事業の目的

「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図ります。

2. 補助金交付の対象となる事業期間

平成31年4月1日（交付決定の通知日が平成31年4月2日以降となる場合は当該通知日）から2020年3月31日まで

3. 補助事業者

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

4. 補助対象事業

「日本博」の開催を契機として、地域住民や芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業であって、観光インバウンドの拡充に資するもの。

◆取組例

- ・ 地域の音楽・踊り、演劇の公演、ワークショップ
- ・ メディア芸術や障害者芸術の展示、地域の文化芸術資源を活用した現代アート展
- ・ 芸術祭、音楽祭、演劇祭、映画祭、写真展、美術展
- ・ 能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や舞踊等の公演
- ・ 茶道、華道や食文化などの生活文化の体験
- ・ 新国立劇場と連携して実施する公演

◆「日本博」について

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「文化プログラム」の中核的事業として、文化庁が中心となって、関係府省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開する大型国家プロジェクト。

＜文化庁ホームページ＞

URL : <http://www.bunka.go.jp/seisaku/nihonhaku/index.html>

＜「日本博」総合推進会議 ホームページ＞

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nihonhaku/>

5. 「文化資源活用推進事業 実施計画」の策定

本事業に応募する地方公共団体は、地域の文化芸術資源を活用した、計画的な文化芸術事業を行うため、3 年間ないし 5 年間程度の期間の「文化資源活用推進事業 実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定する必要があります。

◆実施計画の要件（次のいずれも満たす必要があります。）

- ・地方公共団体が主体的に実施する取組であること
- ・芸・産学官の全部又は一部と連携して実施する取組であること
- ・観光インバウンドの拡充に資する取組であること
- ・「日本博」の総合テーマ（「日本人と自然」）と関連があり、文化財や生活文化等の活用を含む取組であること（P. 33～34「Ⅷ. Q & A」8～13も参照）
- ・地域経済の活性化に資する取組であること
- ・事業実施の効果（観光インバウンド、経済波及効果）について明確な（定量的な）目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関による効果検証を行う取組であること
- ・地域の文化芸術の振興に資する取組であること
- ・それぞれの地域課題の解決に向けた指標とその目標値を設定し、これに対する検証を行う取組であること

※ 本事業による支援終了後も地域において様々な取組を継続して行う計画があるなど、一過性ではない取組が対象です。

※ 事業の採択は年度ごとに行いますので、実施計画の初年度の計画が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

※ 事業規模については、一定規模以上の取組を想定していますので、小規模の取組を応募されても採択されない場合があります。

※ 実施計画の策定に関しましては、上記のほか、P. 7「Ⅱ. __3. 実施計画書の作成等に関する留意点」を御参照ください。

6. 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、次の全ての条件を満たす金額を、予算の範囲内で補助します。

①補助対象経費の2分の1以内の額を上限とします。

②原則として1億円（文化庁の事業と連携した取組や高い波及効果が見込める取組等はこ
の限りでない。）を上限とします。

③申請者自己負担額の5倍以内の額を上限とします。

④自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、
補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とします。

なお、各補助対象経費の積算において、社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。

（③の例）申請者自己負担額 40万円、補助対象経費 1,000万円の場合
申請者自己負担額×5＝200万円←文化庁からの補助金の上限額

（④の例）自己収入額 600万円、補助対象経費 1,000万円の場合
補助対象経費×1/2＝500万円＜自己収入額
1,000万円－600万円＝400万円←文化庁からの補助金の上限額

○補助対象経費

区分	費目	内 訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原資料、企画制作料等
舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費等	委託費等	委託費等

- (注) 1. 補助事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。
2. 地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合は、補助対象経費の会場使用料に計上できます。
3. 地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関による効果検証に係る経費については、補助対象経費の雑役務費又は委託費等に計上することができます。

○補助対象とならない経費

○事務職員給与 ○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）
 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○先進事例等の視察に係る旅費 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）、タクシー料金 ○ビザ取得経費 ○印紙代 ○各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外への送金手数料 等） ○委託契約に係る一般管理費（10%を超える部分） ○交際費・接待費 ○手土産代 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可） ○施設整備費 ○備品等購入費 等
 ※これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

○諸謝金単価表（参考）

地方公共団体において諸謝金の単価を定めていない等の場合には、この単価表の額を参考にしてください。

	区 分	単 位	日額・件数単価	時間単価	備 考
1	会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3	会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4	会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5	座談会等出席謝金	回・時間	16,400	8,200	対談・座談会
6	講演謝金(A)	時間	-	11,300	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7	講演謝金(B)	時間	-	7,900	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8	特別講演謝金(A)	回	57,000	-	著名人によるワークショップの講演など
9	特別講演謝金(B)	回	35,000	-	ワークショップの講演など
10	指導・実技・実習等謝金	時間		5,100	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11	助言等謝金	時間		5,100	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12	作業補助等労務謝金	時間		1,040	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13	作業補助等労務謝金	時間		1,040	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14	司会・報告者謝金	時間		4,600	司会、報告会に対する謝礼
15	演奏謝金	時間		6,400	演奏に対する謝礼
16	審査謝金(選考会)	回・時間	14,000	7,000	討論形式による選考会、書類審査
17	審査謝金(書類審査A)	件	3,500		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18	審査謝金(書類審査B)	件	389		討論形式によらない書類審査
19	原稿謝金(日本語A)	枚	2,500		400字。思想・文献・随想・提言等
20	原稿謝金(日本語B)	枚	2,000		400字。一般的なもの
21	原稿謝金(外国語A)	枚	5,000		200語。思想・文献・随想・提言等
22	原稿謝金(外国語B)	枚	4,000		200語。一般的なもの
23	通訳謝金(英語)	時間		10,400	
24	通訳謝金(その他)	時間		10,500	
25	翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,700		和文→英文(200ワード)、仕上り1枚当
26	翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,800		英文→和文(400字)、仕上り1枚当
27	翻訳謝金(その他和訳)	枚	5,200		英文以外→和文(400字)、仕上り1枚当
28	揮毫謝金	枚	150		名前、日付程度

Ⅱ．応募概要

1．応募書類の提出期間

平成31年3月1日（金）から平成31年3月11日（月）（18時必着）

2．提出書類等

以下の書類を提出してください。なお、提出期間後の差し替えは認められませんので御留意ください。

- ・2019年度文化資源活用推進事業 実施計画書
- ・収支予算書

◆提出方法

以下の専用Webサイトから、提出書類の電子データ（PDF及びExcel）をアップロードしてください。提出に当たっては、以下の留意事項を必ず御確認ください。

URL：<https://chiikiglocal.go.jp/oubo/index5.html>

※ アップロードされたPDFを原本として扱いますので、印刷範囲が正しく設定されているか（A4判に印刷できるレイアウトとなっているか）、事前に御確認ください。なお、Excelについては、計算式の確認等に使用します。

※ 送付文の添付は不要です。

※ アップロードに当たり、事前に所属とメールアドレスを御登録いただく必要があります。御登録後、専用のIDとパスワードを記載したメールをお送りしますので、もし、メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

※ 専用のIDとパスワードが届きましたら、必ずアップロードテストを行い、正常に動作することを確認してください（テストの際は、本募集案内と未入力の応募様式のファイルをZIP化したものを添付してください。なお、テストも含め、同一IDから何度もアップロードできますが、最後にアップロードされたものを提出資料として扱います。）。

※ 各地方公共団体のシステムの都合等により専用Webサイトを御利用できない場合は、事務局まで御相談ください。

※ アップロード終了後に到着確認のメールを送信します。もし、確認のメールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

※ 締切直前はアクセスが集中し、アップロードに時間がかかることも見込まれます。締切後の応募受付はできませんので御留意ください。

◆提出に関する問合せ

文化芸術創造拠点形成事業事務局

・TEL：0570-550-064

・E-mail：kbc-bunkabase@gp.knt.co.jp

[お問合せ対応時間 平日10：00～17：00]

※ 本事業は、株式会社KNTビジネスクリエイトに応募受付等事務の一部を委託しています。

3. 実施計画書の作成等に関する留意点

(1) 実施計画の期間について

3年間ないし5年間程度の計画内容を記載してください。

(2) 文化振興条例等との関連について

地方公共団体において既に制定されている文化振興に関する条例や指針、ビジョン、構想、プラン等の内容を踏まえて事業を実施する場合には、対応する条例等の内容を実施計画書に記載してください。

条例等を制定していない地方公共団体においては、できる限り制定に向けた検討を行うようにしてください。

(3) 目標とする文化的・社会的・経済的効果等の設定について

事業実施により目指す文化的・社会的効果及び経済的効果等については、個々の事業だけでなく、事業を実施した地域において予想される効果や成果を、抽象的な表現ではなく、必ず定量的に記載してください。また、参考として、過去の類似事業における参加人数、来場者数、訪日外国人数、経済波及効果等も併せて記載してください。

※ 観光インバウンドの拡充や経済波及効果が見込まれること要件となることから、その効果等の算出根拠を明確にするとともに、地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関による検証の内容についても記載してください。

(4) 他の補助金との重複について

他省庁の補助事業と組み合わせて補助を受けることは可能です。その場合は、省庁名、補助金額等を収支予算書（収入の部の備考欄）に記載してください。

補助を受けようとする同一の事業内容については、原則として、文化庁の他の補助事業に応募することはできません。

ただし、補助を受けようとする同一の事業内容について、芸術文化振興基金へ応募することは可能です。その場合、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となったときは、どちらの補助を受けるかを選択していただきます。

(5) 補助金額について

補助金の額は、文化庁の本事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、応募された金額全てを満たすとは限りません。

4. 事業に関する問合せ及び相談先

事業内容や規模、経費等について御相談等ある場合は、次の担当まで御連絡ください。

文化庁地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ TEL：075-330-6730（直通）
075-330-6733（直通）

5. 文化プログラムへの参画について

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京 2020 大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」においても、東京 2020 大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、「文化プログラム」を全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京 2020 大会を契機に「文化プログラム」を推進し、共生社会の実現や国際化の進展を促進することなどを重点政策としております。本事業に申請される団体等におかれましては、可能な限り、こうした 2020 年以降へのレガシー創出に資する「文化プログラム」を実施するとともに、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いします。

《認証プログラム》

1. 東京 2020 文化オリンピック（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京 2020 大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京 2020 公認文化オリンピック）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人、公益法人等が実施する、東京 2020 大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京 2020 応援文化オリンピック）が対象です。

2016 年 10 月から認証が開始されており、これまで多くの事業が「東京 2020 文化オリンピック」の認証を受けています。2017 年 7 月 20 日からは、応援文化オリンピックの対象団体が拡大（非営利団体等）されました。詳細は以下をご参照ください。

＜東京 2020 組織委員会ホームページ＞

<https://tokyo2020.jp/>

2. beyond2020 プログラム（文化庁、内閣官房等）

2020 年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020 プログラム」として認証しています。

具体的には、①日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、②障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることを要件としています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、多様な団体が行う活動が対象です。

認証は、内閣官房オリパラ事務局や地方自治体等とともに文化庁でも行っています。

《文化情報プラットフォーム（ポータルサイト Culture NIPPON）》

文化庁では、全国各地の文化イベント（文化プログラム）や文化施設等の情報を一元的に集約し、オープンデータとして国内外に発信する「文化情報プラットフォーム構想」を進めており、本構想の一環で構築・運営している文化プログラムポータルサイト「Culture NIPPON」上で認証を行っています。詳細は、以下をご参照ください。

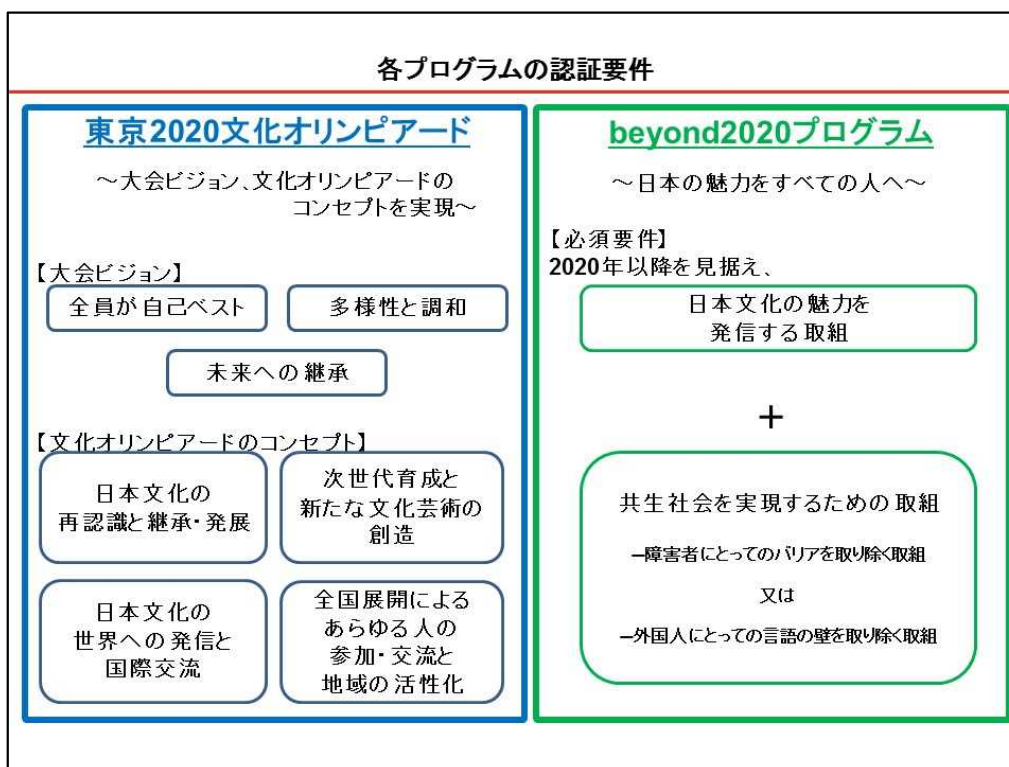
<Culture Nippon ホームページ>

<http://culture-nippon.go.jp>

※1 両プログラムへ重複して申請することも可能です。

※2 「Culture Nippon」では、beyond2020 プログラムだけでなく、一般の文化イベント（文化プログラム）情報も発信することができます。積極的にご活用ください。

東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組			
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議
プログラム	東京2020文化オリンピック		beyond2020 プログラム
	東京2020公認 文化オリンピック	東京2020応援 文化オリンピック	
概要	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現に相応しい文化芸術性の高い事業を実施	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム 営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピックの文言使用は不可
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場所在地地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPG	会場所在地以外の地方公共団体、独立行政法人を含む非営利団体	文化オリンピックの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象
ロゴマーク			



Ⅲ. 審査及び審査後の手続について

1. 審査について

提出された書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採択事業を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、以下に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

<審査の視点>

(1) 実施計画について

- ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ・実現可能な内容・事業規模になっているか。
- ・地域の文化芸術資源（観光資源も含む。）を活用した計画となっているか。
- ・地域課題（人口の減少、過疎高齢化、若年層の流出、観光客の減少、中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか。
- ・事業実施による効果等について、具体的な数値が設定されているか。
- ・計画期間終了後も地方公共団体独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか。
- ・計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・芸・産学官や他の地方公共団体（特に市町村においては、都道府県）、地方公共団体の他の部局（観光振興担当部局等）との連携・協力体制がとれているか。
- ・障害者等のバリアを取り除く取組を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・観光インバウンドの拡充に資する取組（多言語対応や、訪日外国人が鑑賞・体験・滞在できる魅力的な内容とする工夫等）を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・国庫補助額に比して、高い経済波及効果が見込める事業であり、その根拠が明確となっているか。

(2) 実施計画に記載されている具体的な取組について

事業実施による効果、成果をもたらす計画となっているか。

2. 審査委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

応募された事業内容と利害関係がある審査委員は、文化庁にその旨を申し出ることとし、当該応募の審査に加わることができないこととします。

(2) 利害関係の範囲

- ①審査委員が、応募する団体に所属している場合
- ②審査委員が、応募する団体等から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ③審査委員が、中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合（審査委員が、応募する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等）

(3) 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び応募する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、審査委員として取得した情報（応募書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。

3. 審査後の手続について

(1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、平成31年3月下旬（予定）に文書により通知します。

(2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、地方公共団体へ通知します。

(3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

(4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体に通知し、補助金を交付します。

IV. その他の留意事項等

1. 事業実施に当たっての留意点

(1) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

(2) 事業の報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業完了後、実績報告書等を提出していただきます。実績報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、実績報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 完了検査等

- ①事業完了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査を行う場合があります。
- ②本事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。
- ③上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金の国庫返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

2. 文化資源活用推進事業の名称の明記

採択された地方公共団体は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に「2019年度 文化庁 文化資源活用推進事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示してください（併せて、「日本博」に関するシンボルマークも表示していただく予定です。）。

<表示例>



2019年度 文化庁 文化資源活用推進事業

※ 英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal
2019

3. 文化庁からの補助金の適正な使用について

芸術文化に係る補助金等をめぐりこれまで不正行為が度々行われたことは極めて遺憾であり、このことは国の芸術文化行政に対する国民の信頼を損ないかねない重大な問題です。

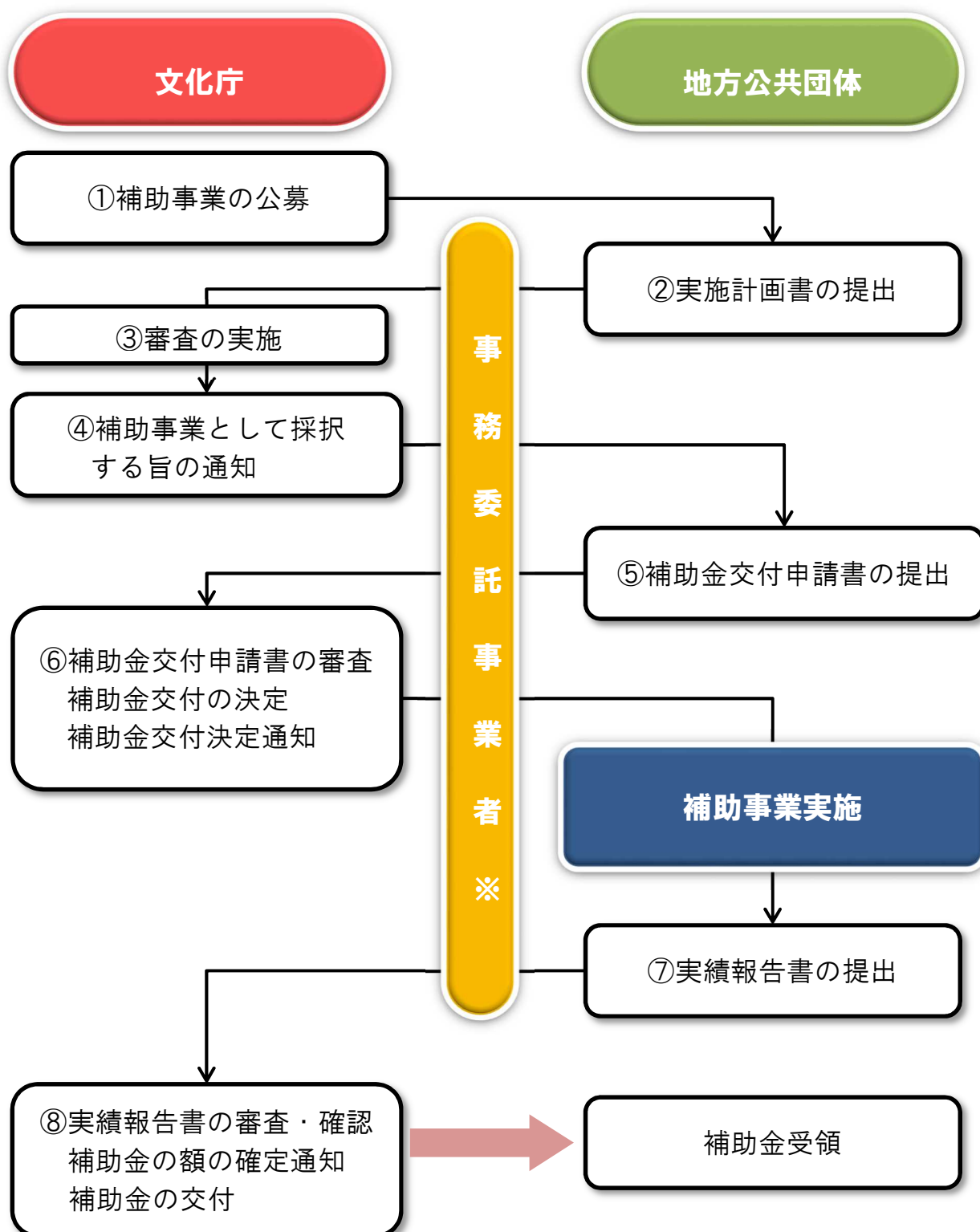
補助事業の執行に当たっては、補助金の適正な使用方法を改めて徹底するとともに、管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等を行うことが必須となります。

不正行為があった場合は、以後の補助金の応募制限を行う等、厳正な対応を行います。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin_shiyo.html

V. 補助金交付までの流れ



※ 本事業は、株式会社KNTビジネスクリエイトに応募受付等事務の一部を委託しています。

項 目	内 容
① 補助事業の公募	文化庁は、文化資源活用事業費補助金の交付の対象となる事業について公募します。
② 実施計画書の提出	補助金の交付を希望する地方公共団体は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
③ 審査の実施	文化庁は、外部有識者による審査委員の審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
④ 補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、③の決定について、平成31年3月下旬（予定）に、実施計画書を提出した地方公共団体へ通知します。なお、不採択となった地方公共団体にも同時に審査結果を通知します。
⑤ 補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑥ 補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した地方公共団体へ通知します。
⑦ 実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧ 実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体に通知し、補助金を交付します。

VI. 各種様式

2019年度 文化資源活用推進事業 実施計画書

補助事業者名	
担当部署	
担当者職・氏名	
所在地	(〒 —)
TEL	/ FAX
E-mail	

2019年度文化芸術創造拠点形成事業への応募の有無	☐ 有 ☒ 無
※ 実施計画書内に、「2019年度 文化芸術創造拠点形成事業」に応募した事業・取組が含まれる場合は、「有」を選択してください。 (「有」を選択した場合、同一事業・取組を含む「2019年度 文化芸術創造拠点形成事業」への応募は、取り下げとなります。)	
応募した実施計画の名称	

1. 実施計画の名称		
2. 実施計画の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
3. 実施計画の趣旨・目的		
4. 実施計画の推進に関する基本的な方針(文化振興条例等との対応等)		
5. 実施計画の概要		
6. 「日本博」の総合テーマとの関連		
7. 期待される文化的・社会的・経済的効果等	※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについても記載	
8. 文化芸術政策の実績		
(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日	
(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日	
(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受表彰	受表彰年度	
(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度	

9. 2019年度の実施計画
(1) 2019年度実施計画の趣旨・目的
(2) 2019年度実施計画の内容
【実施計画の概要(要約)】 ※公表用に実施計画の概要の要約を100字以内で記載
(3) 観光インバウンドの拡充に資する取組
(4) 文化財・生活文化等の活用に関する取組
(5) 障害者等のバリアを取り除く取組

(6) 2019年度実施計画の達成目標		
	参加者数の目標値	人（うち訪日外国人： 人）
	経済波及効果の目標値	円
	観光インバウンド拡充の指標と目標値	<指標>
		<目標値>
	社会的・文化的効果の指標と目標値	<指標>
		<目標値>
<目標値の積算根拠>		
<効果検証の方法>		
(7) 2019年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況		
連携する団体等の名称		
	芸術家・団体等	
	産業界	
	大学等	
	地方公共団体等	
	その他	
<連携・協力内容>		
10. 申請済（又は申請予定）の文化プログラム認証		
	(1) 東京2020公認プログラム	・申請済（認証番号： ） ・申請予定 あり / なし
	(2) 東京2020応援プログラム	・申請済（認証番号： ） ・申請予定 あり / なし
	(3) beyond 2020	・申請済（認証番号： ） ・申請予定 あり / なし
11. 新国立劇場との連携公演		
	あり（公演名： ） / なし	
12. 芸術文化振興基金への応募の有無		
	① 応募していない ② 応募している（助成事業名： ）	

13. 具体的な事業又は取組(予定)					
実施年月日	事業名又は取組名	事業又は取組の内容	実施場所	参加者数	事業番号
①					
②					
③					

【収支予算書】

(収入の部)

(単位:円)

区 分		予定額	備考
申請者自己負担額		0	
共催者等負担額		0	
自己収入	補助金・助成金	0	
	寄附金・協賛金	0	
	事業収入	0	
	その他	0	
	自己収入計	0	
小 計(A)		0	
国庫補助額		0	
合 計(B)		0	

(支出の部)

(単位:円)

	区分	細目	予定額	備考
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	0	
		報償費	0	
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
		会議費	0	
	委託費等	委託費等	0	
	小 計(C)		0	
	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額		0	
	補助対象経費計(D)		0	
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	0	
		報償費	0	
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
		会議費	0	
		その他	0	
	委託費等	委託費等	0	
	小 計(E)		0	
	合 計(F)		0	

【内訳書1】
(収入の部)

収入 事業別

(単位:円)

区 分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体				
	事業名 (取組名)				
申請者自己負担額		0	0	0	0
共催者等負担額		0	0	0	0
自己 収入	補助金・助成金	0	0	0	0
	寄附金・協賛金	0	0	0	0
	事業収入	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	自己収入計	0	0	0	0
小 計(A)		0	0	0	0
国庫補助額		0	0	0	0
合 計(B)		0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

	区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
		費目				
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
	委託費等	委託費	0	0	0	0
小 計(C)			0	0	0	0
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額						0
補助対象経費計(D)			0	0	0	0
補助 対象 外 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	委託費等	委託費	0	0	0	0
小 計(E)			0	0	0	0
合 計(F)			0	0	0	0

【内訳書1】

収入 一括

(収入の部)

(単位:円)

区 分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体				
	事業名 (取組名)				
申請者自己負担額			0		0
共催者等負担額			0		0
自己 収入	補助金・助成金		0		0
	寄附金・協賛金		0		0
	事業収入		0		0
	その他		0		0
	自己収入計		0		0
小 計(A)			0		0
国庫補助額			0		0
合 計(B)			0		0

(支出の部)

(単位:円)

	区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
		費目				
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費	0	0	0	0
		賃金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
	委託費等	委託費	0	0	0	0
小 計(C)			0	0	0	0
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額						0
補助対象経費計(D)			0	0	0	0
補助 対象 外 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費	0	0	0	0
		賃金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
	委託費等	委託費	0	0	0	0
小 計(E)			0	0	0	0
合 計(F)			0	0	0	0

【内訳書】

2-1	執行 団体名	
	事業名 (取組名)	

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価)	×	(数量)	(単位)	×	(数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)	補助 対象外
1														0	
2														0	
3														0	
4														0	
5														0	
6														0	
7														0	
8														0	
9														0	
10														0	
11														0	
12														0	
13														0	
14														0	
15														0	
16														0	
17														0	
18														0	
19														0	
20														0	
21														0	
22														0	
23														0	
24														0	
25														0	
26														0	
27														0	
28														0	
29														0	
30														0	
31														0	
32														0	
33														0	
34														0	
35														0	
36														0	
37														0	
38														0	
39														0	
40														0	
41														0	
42														0	
43														0	
44														0	
45														0	
46														0	
47														0	
48														0	
49														0	
50														0	
51														0	
52														0	
53														0	
54														0	
55														0	
56														0	
57														0	
58														0	

【委託内訳書】

	執行 団体名	
	事業名 (取組名)	

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価)	×	(数量)	(単位)	×	(数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)	補助 対象外
1														0	
2														0	
3														0	
4														0	
5														0	
6														0	
7														0	
8														0	
9														0	
10														0	
11														0	
12														0	
13														0	
14														0	
15														0	
16														0	
17														0	
18														0	
19														0	
20														0	
21														0	
22														0	
23														0	
24														0	
25														0	
26														0	
27														0	
28														0	
29														0	
30														0	
31														0	
32														0	
33														0	
34														0	
35														0	
36														0	
37														0	
38														0	
39														0	
40														0	
41														0	
42														0	
43														0	
44														0	
45														0	
46														0	
47														0	
48														0	
49														0	
50														0	
51														0	
52														0	
53														0	
54														0	
55														0	
56														0	
57														0	
58														0	

VII. 記載例

2019年度 文化資源活用推進事業 実施計画書

記載例

※あくまで記載例ですので、
各地方公共団体の創意
工夫を凝らした計画を策
定してください。

同一事業・取組で既に「2019年度 文化芸術創造拠点形成事業」に応募している場合は「有」を選択し、応募を取り下げてください。

補助事業者名 ○○県
担当部署 文化部文化振興課
担当者職・氏名 係長 △△ △△
所在地 (〒000-0000)
○○県○○市○○町1-1
TEL 000-000-0000
E-mail bunka@pref.xxx.lg.jp

複数事業に渡って、同一事業・取組での応募を行っている場合は、すべての実施計画名をもれなく記載してください。

2019年度文化芸術創造拠点形成事業への応募の有無	☒ 有 ☐ 無
※ 実施計画書内に、「2019年度 文化芸術創造拠点形成事業」に応募した事業・取組が含まれる場合は「有」を選択してください。 (「有」を選択した場合、同一事業・取組を含む「2019年度 文化芸術創造拠点形成事業」への応募は、取り下げとなります。)	
応募した実施計画の名称	・音楽による○○県文化芸術振興事業 ・演劇のまち○○～文化拠点発信計画～

1. 実施計画の名称	▲▲からうまれる○○県新文化創造発信事業	各団体の特色を表す計画名称としてください。
2. 実施計画の期間	2019年4月1日 ～ 2022年3月31日	
3. 実施計画の趣旨・目的		
○○県では、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成○○年度に策定した○○県文化振興条例や○○県長期総合計画「○○プラン」において、「文化芸術による創造的なまちづくり」を掲げ、地域住民、芸術団体、企業等との連携を図りつつ、本県の歴史や文化等の特色を活かした文化芸術振興施策を実施することとしている。		
4. 実施計画の推進に関する基本的な方針(文化振興条例等との対応等)		
○○県文化振興条例(平成○年)で掲げる理念のうち、①「特色ある地域の文化芸術資源を通じた地域活性」、②「多くの県民が文化芸術に触れる機会の創出」、③「文化芸術を活用した次世代の人材育成」に基づき、本計画を実施する。 また、本県では、平成○年○月に策定した○○県長期総合計画「○○プラン」(計画期間○年)において、「文化芸術による創造的なまちづくり」を掲げており、文化芸術事業を通じて、少子高齢化や人口減少、観光振興、インバウンド対応など、社会的・経済的な課題に対応していくこととしており、県の政策目標の達成に資する実施内容とする。		
5. 実施計画の概要		
■2019年度 計画の1年目として、○○県の特色ある文化芸術資源▲▲が県内外で認知されるよう、観光振興施策である……と連携し、参加者の効果的な相互誘導や賑わいの創出を図る。 ＜主な内容＞▲▲を題材とした、①演奏会、②ミュージカル、③演劇公演を、県中央部の観光名所や有形文化財等で実施。 ■2020年度 2019年度の実施結果等をもとに、より外国人が参加しやすいよう事業内容や周知方法を再検討し、……。 ＜主な内容＞県下の名所等を広く活用し、……等 ■2021年度 過去2年間の取組をふまえつつ、……。 ＜主な内容＞開催エリアを県下全域に広げ、……。		
6. 「日本博」の総合テーマとの関連		
○○県の特色ある文化芸術資源▲▲は、日本古来からの伝統的な製法でつくられるものであり、本事業はこれを広く認知させることを目的の一つとしているため、「日本博」の総合テーマである「日本人と自然」を通じた日本の美の発信及び、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成につながるものである。		

7. 期待される文化的・社会的・経済的効果等		
※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについても記載 本計画の実施により、他地域との交流人口の増加、訪日外国人の増加、文化芸術活動に主体的に参加する住民や、ワークショップや協働作業を通じた住民同士の交流により、地域の活性化が期待できる。また、子どもを対象とした取組の実施により、感性を育み、……………。 3年間の参加予定者数〇〇〇〇〇人(1年目〇〇〇〇〇人、2年目〇〇〇〇〇人、3年目……………) うち、訪日外国人の割合〇〇パーセント、経済波及効果〇〇億円 また、本補助金を受給することにより、訪日外国人に向けた情報発信をより充実させることができ、訪日外国人の数や滞在日数の増加が見込まれ、本県の観光インバウンドに係る施策推進への寄与が期待される。		
8. 文化芸術政策の実績		
(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日	平成〇〇年〇月〇日
(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日	
(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰	受彰年度	
(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度	
9. 2019年度の実施計画		
(1) 2019年度実施計画の趣旨・目的		
計画の1年目として、本事業が県民に広く認知され多くの参加が得られるよう、音楽・ミュージカル・演劇の分野から有名な作品を取り上げることとする。 これまで毎年、〇〇県立〇〇ホールで演奏会を行い、県民に親しまれている〇〇交響楽団の協力を得て、演奏会のプログラムに住民が参加できる合唱曲を取り上げ、演奏会を実施する。 全国的に活動し知名度のある劇団〇〇による▲▲の歴史にまつわるミュージカル公演を、県随一の観光名所で行うことで、観光振興施策との連携を図り、地域経済活性化につなげる。 近年注目されている〇〇〇〇劇団の話題作を、県の登録文化財である××家住宅において行う。 これら、話題性の高い公演を複数実施することで、県内外での▲▲の認知度向上と県内での▲▲の理解促進を目指し、地域住民や観光客の交流機会の促進による地域コミュニティの活性化を図る。		
(2) 2019年度実施計画の内容		
①〇〇交響楽団演奏会による地域コミュニティ活性化 県内外から多くの参加が得られるよう、▲▲を題材としたものの中でも特に親しみやすい作品である〇〇を取りあげた演奏会を行う。 また、演奏会のプログラムの一曲を地元で所縁のある合唱曲とするなど、地域住民も参加しやすい内容とすることで県民の参加を促し、さらに〇〇交響楽団の楽団員が小学校で子どもたちや地域の方々向けにワークショップやコンサートを行うなど、地域の方々と触れ合う機会を設け、音楽を通じた地域のコミュニティの活性化を図る。		
②劇団〇〇のミュージカルを通じた地域交流 全国的に活躍している劇団〇〇の▲▲の史実を基にしたミュージカルを、県内の観光名所である△△公園で多言語上演し、質の高い公演を年代や国籍を超えて幅広く楽しんでもらう。さらに、本県の観光振興施策である……………との連携により、観光客の△△公園への効率的な誘導、ミュージカルへの動員など相乗効果による賑わいの創出を図る。 また、劇団〇〇による体験イベントについても、観光振興施策である……………と連携実施することで、演劇を通じた地域の方々との交流はもちろんのこと、観光客との交流の機会を設ける。		
③〇〇〇〇劇団による演劇公演およびワークショップ 地元で活躍する〇〇〇〇劇団による▲▲を用いた演劇公演を実施。会場として、県登録文化財である××家住宅を使用することで、歴史ある建物の中で現代的な演劇を楽しめる異空間を演出する。 また、〇〇公民館において、中学生・高校生を対象としたワークショップを開催し、将来俳優を目指す学生たちにとって有益な機会を提供する。		
④事業実施の効果検証 本事業の経済波及効果の検証のため、〇〇総研に調査委託を行い、……の手法を活用して調査を実施する。		
【実施計画の概要(要約)】		
※公表用に実施計画の概要の要約を100字以内で記載 〇〇県発祥の▲▲を題材とした、〇〇交響楽団による演奏会、観光名所や有形文化財等ユニークベニューを活用したミュージカル、演劇公演等の実施により、地域コミュニティの活性化と交流機会の促進を図る。		

(3)観光インバウンドの拡充に資する取組			
・ウェブサイトの日・英・中の三か国語に対応させ、訪日外国人に対しても本事業を周知する。 ・演奏会のプログラムは日・英・中の三か国語、ミュージカルの字幕は日・英の二か国語に対応させる。 ・演劇会場にて、タブレット等を配布し、多言語による字幕の閲覧を可能とする。			
(4)文化財・生活文化等の活用に関する取組			
・演奏会のテーマに意外性のある▲▲を設定することで、県民や観光客が▲▲の新たな魅力に気づききっかけづくりを行う。 ・ミュージカルでは、▲▲の歴史を基にした作品を上演する。 ・演劇では、▲▲を用いた衣装を制作し、県登録文化財である××家住宅を会場として使用する。			
(5)障害者等のバリアを取り除く取組			
・ミュージカル会場となる公園では、段差を解消し、車いすの方などが来場しやすい環境を整備 ほか、手話通訳者を配置し、聴覚障害のある方も鑑賞できるような公演とする。			
(6)2019年度実施計画の達成目標			
	参加者数の目標値	○千人（うち訪日外国人： ○百 人）	
	経済波及効果の目標値	○億円	
観光インバウンド拡充の指標と目標値	<指標>	それぞれの地域課題の解決に向けた指標とその目標値（具体的な数値）を必ず記載してください。	
	<目標値>		
社会的・文化的効果の指標と目標値	<指標>		
	<目標値>		
<目標値の積算根拠>			
<効果検証の方法>			
各目標値の積算根拠と効果検証の方法を必ず記載してください。			
(7)2019年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況			
連携する団体等の名称			
芸術家・団体等	○○財団		
産業界	○○商工会議所、○○経済会		
大学等	○○大学、○○芸術大学		
地方公共団体等	○○市、○○市		
その他			
<連携・協力内容>			
・○○事業を○○財団と共同で実施する。 ・○○商工会議所と連携して○○事業の広告宣伝を行い、協賛金確保に努める。 ・○○大学のインターンシップの受け入れを行う。 ・○○県の○○事業の一環として位置づけ、連携・協力を図る。			
10. 申請済（又は申請予定）の文化プログラム認証			
(1)東京2020公認プログラム	・申請済（認証番号：)	・申請予定	あり / なし
(2)東京2020応援プログラム	・申請済（認証番号：)	・申請予定	あり / なし
(3)beyond 2020	・申請済（認証番号：)	・申請予定	あり / なし
11. 新国立劇場との連携公演			
あり（公演名：)	なし		
12. 芸術文化振興基金への応募の有無			
☒ 応募していない ☐ 応募している（助成事業名：)			

13. 具体的な事業又は取組(予定)					
実施年月日	事業名又は取組名	事業又は取組の内容	実施場所	参加者数	事業番号
①〇〇交響楽団演奏会による地域コミュニティ活性化					
〇〇年〇月 ～〇月	〇〇交響楽団演奏会 合唱ワークショップ	〇月の演奏会のプログラムの一曲「〇〇」の合唱参加者を公募。全〇回〇〇交響楽団の指導を受け、参加者が協働して音楽を創り楽しむ場とする。	〇〇記念館 他	参加者 〇〇人	1
〇〇年〇月 〇日～〇日	〇〇交響楽団演奏会	▲▲を題材とした演奏会 演奏予定楽曲 〇〇〇「〇〇〇〇」 〇〇〇「〇〇〇〇〇」 〇〇〇「〇〇〇〇〇」(住民が合唱に参加)	〇〇ホール	観客のべ 〇〇〇〇人	2
〇〇年〇月 〇日～〇日	〇〇交響楽団の子ども向けワークショップ、コンサート	〇〇交響楽団の楽団員により、地域の子どもたちを対象に楽器を使ったワークショップを実施するとともに、子ども向けのコンサートを開催する。ワークショップには、地域で音楽教室を営む人等も参加し、指導法について学ぶ機会を提供することにより、今後、地元独自で開催するワークショップの指導者育成を目指す。	小学校3校	ワークショップのべ 〇〇〇人 コンサート観客のべ 〇〇〇人 運営ボランティア 〇〇人	3
②劇団〇〇のミュージカルを通じた地域交流					
〇〇年〇月 〇日	劇団〇〇のミュージカル	全国的に活躍している劇団〇〇のミュージカルを多言語で上演し、質の高い公演を幅広い年代に楽しんでもらうとともに、訪日外国人の増加につなげる。	△△公園	入場者 〇〇人 うち外国人 〇〇人	4
〇〇年〇月 〇日～〇日	劇団〇〇の体験イベント	幅広い年代を対象とした体験イベントを観光振興施策……と連携実施し、プロの俳優とともに行うミュージカル体験を通じて地域の方と観光客との交流の場を創出する。	△△公園	参加者 〇〇人	4
③〇〇〇〇劇団による演劇公演およびワークショップ					
〇〇年〇月 〇日～〇日	〇〇〇〇劇団による演劇公演	演劇に馴染みのない住民も楽しめるよう、有形文化財を舞台に演劇公演とアフタートークを実施。	××家住宅	観客のべ 〇〇〇人	5
〇〇年〇月 〇日	〇〇〇〇劇団 ワークショップ	ミュージカルに興味のある中学生・高校生を対象にワークショップを行い、将来ミュージカル俳優を目指す学生に対し、有益な機会を提供する。	〇〇公民館	〇〇人	6
④事業実施の効果検証					
〇〇年〇月 ～〇月	事業実施の効果検証	経済波及効果等の検証のため、〇〇総研に委託し、調査を実施する。 検証項目は、〇〇〇、▲▲▲、◇◇◇を予定。	-	-	7

〇〇県

【収支予算書】

(収入の部)

国庫補助額の5分の1以上の金額が必要です。

(単位:円)

区 分		予定額	備考
申請者自己負担額		54,474,000	
共催者等負担額		775,000	
自己収入	補助金・助成金	0	
	寄附金・協賛金	1,200,000	協賛〇社 〇〇円
	事業収入	3,000,000	入場料〇〇円、ガイドブック販売〇〇円
	その他	0	
	自己収入計	4,200,000	
小 計(A)		59,449,000	
国庫補助額		38,000,000	
合 計(B)		97,449,000	

収入元や内訳(入場料、物品販売等)を記載してください。

補助対象経費(D)の2分の1以内の額。応募時は千円未満切捨てとしてください。

(支出の部)

(単位:円)

	区分	細目	予定額	備考
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	0	
		報償費	0	
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
		会議費	0	
	委託費等	委託費等	96,999,000	
	小 計(C)		96,999,000	
	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額		0	
	補助対象経費計(D)		96,999,000	
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	120,000	
		報償費	0	
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	100,000	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
		会議費	0	
		その他	0	
	委託費等	委託費等	230,000	
	小 計(E)		450,000	
	合 計(F)		97,449,000	

〇〇県

【内訳書1】
(収入の部)

収入 事業別

(単位:円)

区 分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体	〇〇文化振興財団	〇〇文化振興財団	〇〇文化振興財団	
	事業名 (取組名)	〇〇交響楽団演奏会 合唱ワークショップ	〇〇交響楽団演奏会	〇〇交響楽団の子ども 向けワークショップ、コン サート	
申請者自己負担額		1,000,000	2,000,000	1,500,000	54,474,000
共催者等負担額		775,000	0	0	775,000
自己 収入	補助金・助成金	0	0	0	0
	寄附金・協賛金	0	1,200,000	0	1,200,000
	事業収入	0	3,000,000	0	3,000,000
	その他	0	0	0	0
	自己収入計	0	4,200,000	0	4,200,000
小 計(A)		1,775,000	6,200,000	1,500,000	59,449,000
国庫補助額		1,500,000	1,000,000	730,000	38,000,000
合 計(B)		3,275,000	7,200,000	2,230,000	97,449,000

(支出の部)

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計	
	費目	〇〇文化振興財団	〇〇文化振興財団	〇〇文化振興財団		
		〇〇交響楽団演奏会 合唱ワークショップ	〇〇交響楽団演奏会	〇〇交響楽団の子ども 向けワークショップ、コン サート		
補助対象経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	1,000,000	1,500,000	100,000	31,000,000
		音楽費	0	0	0	540,000
		文芸費	400,000	1,400,000	200,000	30,274,000
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	9,420,000
		作品借料	0	0	0	500,000
		上映費	0	0	0	500,000
		会場費	400,000	1,250,000	150,000	7,350,000
		運搬費	0	0	0	1,000,000
	賞金・ 旅費・ 報償費	賞金・共済費	0	1,800,000	0	2,200,000
		旅費	150,000	800,000	120,000	3,300,000
		報償費	0	0	500,000	4,000,000
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	145,000	250,000	100,000	2,640,000
		消耗品費	0	0	60,000	100,000
		通信費	0	0	0	25,000
		会議費	0	0	0	0
	委託費等	委託費	1,150,000	0	1,000,000	4,150,000
	小 計(C)		3,245,000	7,000,000	2,230,000	96,999,000
	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額					0
	補助対象経費計(D)		3,245,000	7,000,000	2,230,000	96,999,000
補助対象外経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	賞金・ 旅費・ 報償費	賞金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	120,000
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	200,000	0	200,000
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
		その他	30,000	0	0	30,000
	委託費等	委託費	0	0	0	100,000
	小 計(E)		30,000	200,000	0	450,000
	合 計(F)		3,275,000	7,200,000	2,230,000	97,449,000

〇〇県

【 内訳書 】

2-1	執行 団体名	〇〇文化振興財団
	事業名 (取組名)	〇〇交響楽団演奏会 合唱ワークショップ

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
3,245,000	30,000	3,275,000

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価)	×	(数量)	(単位)	×	(数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)	補助 対象外
1	出演・音楽・文芸費	出演費	楽団出演料	200,000		5	回							1,000,000	
2	出演・音楽・文芸費	文芸費	企画制作料	400,000		1	式							400,000	
3	資金・旅費・報償費	旅費	楽団旅費	30,000		5	回							150,000	
4	舞台・会場・設営費等	会場費	会場借料	80,000		5	回							400,000	
5	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ポスター印刷	300		150	枚							45,000	
6	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	チラシ印刷	10		10,000	枚							100,000	
7	雑役務費・消耗品費等	その他	ケータリング代	30,000		1	式							30,000	○
8	委託費等	委託費	ステージ制作	1,150,000		1	式							1,150,000	
9														0	
10														0	
11														0	
12														0	
13														0	
14														0	
15														0	
16														0	
17														0	
18														0	
19														0	
20														0	
21														0	
22														0	
23														0	
24														0	
25														0	
26														0	
27														0	
28														0	
29														0	
30														0	
31														0	
32														0	
33														0	
34														0	
35														0	
36														0	
37														0	
38														0	
39														0	
40														0	
41														0	
42														0	
43														0	
44														0	
45														0	
46														0	
47														0	
48														0	
49														0	
50														0	
51														0	
52														0	
53														0	
54														0	
55														0	
56														0	
57														0	
58														0	

百万円以上の委託費については、別途、委託内訳書を作成してください。

VIII. Q & A

1. 芸術団体や実行委員会なども事業の実施主体になることはできますか。

芸術団体や実行委員会は、共同の実施主体になることはできますが、地方公共団体も必ず実施主体に含まれていなければなりません。

2. 地方公共団体が後援する事業も補助対象となりますか。

補助対象となりません。地方公共団体が主体的に実施する取組を対象としていることから、原則、地方公共団体が主催する又は関係団体等と共催する事業が補助対象となります。

3. 文化振興財団や実行委員会等に業務を実施させることはできますか。

文化振興財団や実行委員会等に業務の全部又は一部を実施させることはできますが、その経費の全部又は一部を補助事業者が負担する際、本事業では間接補助を認めていないため、補助事業者と関係団体との間で委託契約を締結するなど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項に規定する「間接補助金等」に当たらないようにする必要があります（支出科目の名称は問いません。）。

＜補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）＞

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

4. 複数の事業・取組を含む計画を応募した場合、一部が採択されないこともありますか。

審査の結果、一部の事業・取組が不採択となる可能性はあります。

5. 複数年度の事業計画を立てた場合、1年目が採択されれば、2年目以降も自動的に採択されるのでしょうか。

審査及び採択は年度ごとに行いますので、1年目が採択された場合であっても、2年目以降の採択が保証されるものではありません。

6. 実施期間の終期は、いつ頃に設定すれば良いですか。

おおむね、事業完了（経費の精算業務も含む。）後1月以内とし、速やかに実績報告をしてください。

7. 観光インバウンドの拡充に資する取組にはどのようなものがありますか

多言語による情報発信（ホームページ、印刷物、公演・展示作品の解説等）を積極的に活用した、外国人が容易に情報を入手できるようにする取組や、伝統芸能の鑑賞や生活文化の体験等、外国人にとって魅力的なコンテンツを扱い、地域での体験・滞在の満足度を向上させるような取組などが考えられます。

8. 「日本博」の総合テーマ（「日本人と自然」）との関連はどのように記載すれば良いですか。

実施計画全体の目的や、実施計画における2019年度の具体的な事業・取組について、「日本博」の総合テーマと関連している部分を記載してください。

なお、具体的な事業・取組においては、地域の歴史・自然を題材とした芸術祭、古くから伝わる技術を活かした伝統的な工芸品の展示、その土地の素材で製作した衣装を用いた演劇公演、日本人の心や自然を表現するコンサート等、様々な関連が考えられます。

9. 文化財や生活文化等とはどのようなものを想定していますか

文化芸術基本法第10条～第14条に規定するもののうち、我が国の伝統的な文化を想定しております。なお、国や地方公共団体の指定の有無は問いません。

<文化芸術基本法（抄）>

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

10. 文化財や生活文化等を活用した取組例を教えてください。

茶道・華道の体験や民俗芸能の公演など、生活文化等を中核として活用する取組や、歴史ある建物でのコンサートの開催や現代アートの展示など、文化財を会場として活用する取組のほか、アニメフェスなど高い集客力のある事業の参加者を地域の文化財等へ直接誘導する取組（パッケージツアー）などが挙げられます。

1 1. 文化財や生活文化等の活用は、補助対象とする事業・取組の中で行う必要がありますか。

必ずしもその必要はありません。例えば、地方公共団体の観光部局等が独自の予算で行う文化財見学ツアーとの連携によるパッケージ化なども活用の一つとして考えられますので、具体的な連携内容を実施計画書に記載してください。

1 2. 応募した実施計画の中に、「日本博」の総合テーマとの関連や、文化財や生活文化等の活用等、実施計画上必須として挙げられている要件（P 2. 「◆実施計画の要件」参照）を満たさない事業・取組が含まれている場合は不採択となりますか。

実施計画における事業・取組の中に、「日本博」の総合テーマとの関連がないものや、文化財や生活文化等を活用しないものなどが含まれることをもって、直ちに不採択になるということはありません。

1 3. これまで実施してきた文化芸術事業も補助対象になりますか。

これまで実施してきたものであっても、「日本博」の開催を契機に、内容を見直し、磨き上げを行うようなものは補助対象となります。

1 4. 補助事業者となる地方公共団体の行政区域外での公演も補助対象になりますか。

原則、補助事業者の行政区域内で行う公演等が補助対象となります。なお、近接する他の地方公共団体との共催事業を行う場合など、補助事業者の行政区域外での公演等を予定している場合には、事前に文化庁までお問い合わせください。

1 5. 展覧会等で、事業の実施が次年度に係る場合の準備経費の取扱いを教えてください。

次年度の事業に関する準備経費は、補助対象期間として認められた期間に実施する事業の経費としては一切計上できません（補助対象外経費としての計上も不可）。

1 6. 消費税の考え方を教えてください。

2019 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % へ引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されます。消費税及び地方消費税の課税対象となる経費については、各事業・取組の実施時期を考慮して収支予算書を作成してください。

1 7. 実施計画書に記載した内容が交付申請書提出時に変更となった場合、どのように報告をすれば良いですか。

所定の様式に変更となった箇所とその理由を記載し、交付申請書とともに提出してください。具体的な手続は、採択後に御案内します。なお、大幅な計画の変更は認められませんので御留意ください。

18. 補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。

補助金の支払は、原則として事業完了後の精算払を予定しております。概算払については、関係省庁と協議し、承認された場合のみ可能となります。

19. 繰越しや文化芸術のための基金へ投入することは認められますか。

繰越し及び基金への投入は認められません。

20. 実行委員会や委託先に文化庁から直接本補助金を支払うことは可能ですか。

できません。

21. 委託費の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。

委託費一式、ではなく、費目ごと明らかにするようにしてください。再委託についても、費目がいくつかに分かれているもの（公演委託等）は、費目ごと明らかにする必要があります。内訳書は、文化庁の様式で作成してください。

22. 委託費が契約額と決算額で異なった場合は、どのように報告をすれば良いのですか。

変更契約書や戻入処理をしたことが分かる書類等、決算額と一致する証憑書類を実績報告書類とともに提出してください。なお、補助対象経費が交付申請時から20%以上変動する場合は、事前に計画変更承認申請書の提出が必要となりますので御留意ください。

23. スイートルーム、特別室などへの宿泊費も補助対象経費になりますか。

宿泊費については、当該地域におけるビジネスホテル（シングル）の一般的な料金が補助対象経費となり、これを超える経費については、補助対象外経費としてください。

24. 実施事業への協力をお願いする際、手土産を持参したり、会食を行ったりしたいのですが、これらに係る費用は補助対象経費になりますか。

手土産代や飲食費は交際費・接待費に当たるため、補助対象経費に計上することはできません。

25. 食に関するフォーラム等で試食を出す等、事業に付随して食材費が発生する場合、補助対象経費に計上することはできますか。

飲食に係る経費は、事業に付随するものであっても、補助対象経費に計上することはできません。

26. 物品販売等に関する経費を補助対象経費に計上できますか。

物品販売等に関しては、その事例ごとに経費の計上の適否について検討する必要がありますので、事前に文化庁までお問い合わせください。

なお、物品販売に限らず、発生した収入は、必ず申告してください。

※今後、Q & A等の更新を行った場合は、本事業の Web サイトに順次掲載します。

URL : <https://chiikiglocal.go.jp/oubo/index5.html>